

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番(0154)を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

児童扶養手当「現況届」、特別児童扶養手当「所得状況届」の提出について

回[児童扶養手当] 8月2日(月)～31日(火)、[特別児童扶養手当] 8月12日(木)～31日(火)(ともに土・日曜日、祝日は除く)※指定期間内に届け出がない場合、手当の支給が遅れることがあります。

回児童扶養手当、特別児童扶養手当の各受給者／回子ども支援課(回31-4540)、回保健福祉課(回66-2120)、回保健福祉課(回01547-9-5151)

21(令和3)年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の実施

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験とは、病気などやむを得ない事由により保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された方等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格した方には、高等学校の入学資格が与えられます。試験日=10月21日(木)／試験会場=道立道民活動センター(かでの2・7)(札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル)／願書受付=～9月3日(金)(当日消印有効)／回試験内容等詳細は文部科学省のホームページをご覧ください／回文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課認定試験第一・二係(回03-5253-4111内線2643・2024)、市教委教育支援課学校教育担当(回23-5186)

その他

上下水道料金

夜間・日曜納付相談窓口

夜間=8月17日(火)午後8時まで／日曜=8月22日(日)午前9時～午後5時／回上下水道料金お客様サービスセンター(南大通2-1-121)／回第一環境(株)釧路事務所(上下水道部検針および取納等業務受託会社回43-2161)

お盆期間の北斗霊園利用と紫雲台墓地臨時バス運行案内

【北斗霊園】開園時間=8月13日(金)～20日(金)は午前7時～午後6時、それ以外は午前9時～午後5時 ※園路の一部で車両の通行が制限されますので、ご協力をお願いします。

【紫雲台墓地】期間中、交通規制を実施しますので、標識に従って徐行運転をしてください。8月13日(金)、16日(月)に臨時バスが運行されます。

臨時バス	運行日	紫雲台墓地発	釧路駅発
くしろバス	8月13日(金)	9:00	8:30
	16日(月)	14:00	13:30

※自家用車使用の自粛にご協力をお願いします。供物等はお持ち帰りください。回環境保全課環境衛生担当(回31-4533)

21・22(令和3・4)年度競争入札参加資格審査申請受付(追加登録)

すでに登録されており、工種に変更がない方は、申請の必要はありません。対象業務=①建設工事および建設工事に係る委託 ②物品の購入およびその他の契約(建設工事に係る委託を除く) ※資格要件、登録先部局等は申請の手引きをご覧ください／登録期間=10月1日～2023(令和5)年3月31日／回8月2日(月)～11日(水)に、①は電子メール(手引きにて指定する書類は郵送)、②は原則、郵送で契約管理課契約担当(〒085-8505黒金町7-5回31-4508回koujisinsei@city.kushiro.lg.jp)へ ※詳細は申請書および申請の手引き(市ホームページからダウンロードまたは市役所1階市政情報コーナー、各行政センター地域振興課で有料コピー可能)を確認してください／回契約管理課契約担当(回31-4508)

水道工事による交通規制のお知らせ

道道釧路環状線(宮本2丁目ぶちどーる・ミサワホーム付近)の車道および歩道を交通規制(対面通行幅員減少等)して、地震に強い水道管に取り替える工事を行います。工事に伴い、ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

回8月中旬～22(令和4)年2月下旬(午前8時～午後5時)※一部、夜間工事(片側交互通行等)も行います。



回上下水道部水道整備課建設担当(回43-2163)

市有地を売ります

インターネットオークションによる売却

- ◆売却物件 ①春採1丁目132番2 宅地 198.86㎡(60.15坪) 参考価格 2,162,000円
- ②阿寒町中央2丁目25番142 宅地 461.91㎡(139.72坪) 参考価格 1,715,000円
- ③音別町朝日3丁目36番 宅地 334.25㎡(101.11坪) 参考価格 585,000円

- ◆入札参加申込締切 8月2日(月)午後2時
- ◆入札期間 8月16日(月)午後1時～23日(月)午後1時
- ◆開札日時 8月23日(月)午後1時以降

※オークションの参加方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。回市有財産対策室(回23-5195)

価格固定先着順により売却中 21(令和3)年7月15日現在

物件番号	売却物件	前年額	売却価格
2	川北町8番2 宅地 1,050.09㎡(317.65坪)	27,334.95千円	25,985千円(81,804円/坪)
3	阿寒町富士見2丁目50番 宅地 380.79㎡(115.18坪)	1,453千円	1,426千円(12,381円/坪)
4	阿寒町中央2丁目25番112 宅地 464.68㎡(140.56坪)	1,505千円	1,476千円(10,501円/坪)
7	音別町中国1丁目30番1 宅地 614.26㎡(185.81坪)	1,410千円	1,368千円(7,362円/坪)

上記の物件は4月15日より先着順で売却中の物件です。売却済みとなっている場合がありますのでご了承ください。

- ◆受付期間 ～22(令和4)年2月28日(月)
- 回[物件番号2]市有財産対策室(回23-5195)、[物件番号3・4]回地域振興課総務担当(回66-2122)、[物件番号7]回地域振興課(回01547-6-2231)

建築指導課からのお知らせ

①老朽化が著しい空き家の除却費を一部補助します

対象の空家等=市の調査により、国の基準に基づく「不良住宅」と判定された専用住宅、共同住宅、長屋住宅または併用住宅であって、市の指定する地区に位置し、かつ所有権以外の権利が設定されていないもの／回空き家を所有している個人(所有者が死亡している場合は、その相続人を含む)で、市税の未納がない方／補助金額=除却工事費の3分の1以内で限度額は30万円／除却工事業者の要件=市内に本店、支店等があり、建設業許可または解体工事者登録を受けている事業者／回8月12日(木)～10月26日(火)(必着)に申請書を直接または郵送で。予定件数を越えた場合は、不良住宅の判定基準により、優先度の高い順に交付予定者を決定

②既存住宅耐震改修費補助申請受付中 対象住宅=申込者が所有かつ居住している住宅、長屋、併用住宅、共同住宅で、81(昭和56)年5月31日以前に着工され、現行の規定に満たないと判定されたもの／回市内に住所を有し、市税等の滞納がない方／補助金額=耐震改修工事費の23%以内で、限度額は45万円／回～10月29日(金)(先着順)

③木造住宅の無料耐震診断を受付中 受付期間=通年／対象住宅=在来工法の木造戸建て住宅(特殊な工法を除く)で、500㎡以下のもの／回対象住宅を所有し、かつ居住している市民／回診断には、筋かい等の位置や寸法が記載された図面が必要です。また、現地調査は実施せず、簡易的に耐震性能を4段階程度で示すものです。

【共通】①②は既に着工している場合は対象となりません。また、補助を受けるためには各種条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

回建築指導課指導防災担当(回31-4569)

夏の行楽期の交通安全運動

8月2日(月)～11日(水)

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ安全で安心な北海道～

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- スピードの出し過ぎ等無謀運転の防止
- 全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用
- 飲酒運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止
- 回市民生活課(回31-4521)

人権相談をご活用ください

人権擁護委員に、島山典子さん、八幡聖子さん、箕島弘幸さん、土井裕子さんが法務大臣から委嘱されました。市には16人の人権擁護委員がおり、いじめや差別、嫌がらせ等の人権問題の相談に応じています。

回釧路人権擁護委員協議会(釧路地方法務局人権擁護課内回31-5014)

8月は北方領土返還要求運動強調月間です 「絶やすまい 返還つなぐ 強い声」 (20(令和2)年度 北方領土に関する標語・最優秀賞) 返還運動にご協力ください 回市民生活課(回31-4590)

各種相談

相談にお越しの際は、マスクの着用をお願いします

■女性のための無料法律相談(要予約) 回8月11日(水)午後1時～3時／回4人／回回8月4日(水)午前9時から電話で男女平等参画センターふらっと(回65-1034)へ

■障がい者就労支援相談(要予約) 回8月19日(水)午後1時～4時／回防災庁舎3階障がい福祉課／回障がい福祉課(回23-5201)、障がい者就業・生活支援センターぶれん(回65-6500)

■女性のためのなんでも無料法律相談所(要予約、当日受付可) 回8月20日(金)午後1時30分～3時30分／回釧路地方合同庁舎2階釧路地方法務局会議室／回釧路人権擁護委員協議会事務局(回31-5014)

■法律相談(要予約。先着6人) 回8月6日(金)、9月3日(金)午後1時～3時

■人権相談(要予約。先着5人) 回8月6日(金)、27日(金)午後1時～3時30分

【共通】回市役所1階市民相談室／回相談日の1週間前の金曜日午前8時50分から電話で市民協働推進課(回31-4504・4505)へ

■行政相談 回8月3日(火)、17日(火)午後1時～3時／回市役所1階市民相談室／回相談日の前日正午までに電話で釧路行政監視行政相談センター(回23-7136)へ